

発刊によせて

少子社会の中で、今日の子どもや親を取り巻く環境は大きく変化しています。その中で特に身近な環境として、家庭、保育所・幼稚園、地域社会が上げられます。

平成27年度から、「子ども・子育て支援新制度」が始まり、保育所の仕組みががらりと変わりました。自治体の保育に対する責任が後退し、保育の平等が保障されず子どもの福祉は二の次で、親の経済力に左右される懸念もあります。「箱物」は用意されても、肝心の人材確保や人材の教育が追いついていきません。待機児童の解消はもちろんのことですが、さまざまな保育サービスの実施、延長保育、休日保育、夜間保育等保育の長時間化も必要でしょう。その半面、園で過ごす時間が長く、家庭で過ごす時間が短くなると、当然、親子の触れ合いの時間も短くなります。保育サービスを増やせば増やすほど、効果が表れるとは必ずしもいえない面もあります。

待機児童の解消ばかりに目が向き、両輪であるはずの「保育の質」が低下しないようにしなければなりません。保育環境の整備とは、「保育の質」を上げることです。一人ひとりの子どもの心と体の発達に深い理解と共感をもって適切な働きかけを実践することです。

今、保育業務の中で「保育保健」の占める領域が広がっています。本協議会は、平成23年より一般社団法人となり、平成27年からは日本保育保健協議会と改名いたしました。会員は、園医のみならず、一日を園児たちと共に生活している保育士、看護師、保健師、栄養士、調理師、園長、行政関係者などほとんどの職種を包含しています。園児が健康に育つためには、多くの課題があります。具体的には、「感染症への理解と対応」、「病後児保育」、「予防接種」、「アレルギーのある子どもへの対応」、「乳幼児期の食事と食育の推進」、「配慮を必要とする子どもやその家庭への支援」、「障害児保育」、「園での事故予防」、「虐待の発見」、「健診」など、さまざまなものがあります。保育に携わる人の技量と資質の向上のために、「保育保健」の課題を共に考え、これからの対策に活かしましょう。良質な保育は、子育て環境の保障という点において、すべての子どもに必要なものです。すべての子どもに質の良い公的保育を提供し、保育の環境が整備されて初めて親も安心して働くことができます。

巷野悟郎先生監修・日本保育保健協議会編集の「最新保育保健の基礎知識」は、第8版を重ね、今般「保育保健2016」と大改訂され発刊の運びとなりました。初版時からの構成を活かしながら、全面的に更新を行い、内容も充実し、利用しやすいようになっています。嘱託医・園医の先生方におかれましては、保育所・幼稚園・認定こども園・保護者の方々へのご指導に際して本書をご活用下されば幸いです。また、保育所勤務の看護師、保育士、幼稚園の先生、行政の方々もご利用下さるようお願い申し上げます。多くの関係者に広く活用され、就学前の子どもたちの「保育保健の質の向上」に役立つことを期待しています。

本書の刊行にあたって、監修の前日本保育保健協議会会長の遠藤郁夫先生をはじめ執筆と編集にあられた諸先生方に心から感謝申し上げます。

一般社団法人日本保育保健協議会
会長 三浦 義孝

序 文

平成20年、保育所保育指針が改訂された。この指針では、これからの保育施設における健康および安全への対応は、個々の保育施設が独自の対応を検討するのではなく、地域全体で、その地域に暮らす子どもたちの健康と安全を守る体制を作るのだとしている。

具体的な対応を示すものとして、まず感染症対策のガイドラインが発出され、次いでアレルギー対応さらに食事の提供に関する標準的な対応策が示された。

これらのガイドラインはどれもまさに標準的な対応策であって、実施にあたり、まず地域ではこのガイドラインをもとに、地域の特性を盛り込んだ基本対応策を作成する。そして、この地域の基本対応策をもとに各保育施設では、それぞれの施設にあった対策を検討することとなった。

施設内での運用に関しても、組織的に計画を立案し、全員が共通理解のもと対応することとしている。

このように、保育施設内でのガイドラインが示されたことによって、これまですべて学校保健に準じて行われてきた保健活動が、学校保健より独立して保育保健として歩みだしたのである。

これまで日本保育保健協議会は「保育保健の基礎知識」を2～3年ごとに改訂して発行してきた。これからは「保育保健2016」と改め、やはり2～3年ごとに最新の情報をお届けしていきたい。

遠藤 郁夫